

第3節 次代へつなぐ人づくり、地域づくり（教育・文化）

1 学校教育



現状と課題

人口減少・少子高齢化が進む中、教育に対する住民の期待・関心は益々大きくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大、急速に進展する情報化やグローバル化など予測困難な現代社会でたくましく生き抜くために自ら学び自ら考える「人間力」の育成が教育の場において求められています。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、学びの保障を実現するため、これまで小中学校において、1人1台のタブレット端末や高速大容量の通信ネットワークの整備、すべての普通教室に電子黒板を配置するなど、スピード感を持ってICT環境を整えてきました。また、小学校統合に伴い校舎の大規模改修やスクールバスの導入など学校環境の整備を進めるとともに、最新の厨房設備を導入し、衛生管理を徹底した新たな学校給食センターが完成しました。

こうした状況下において、小中学校の新学習指導要領ではプログラミング教育が必須化されるなど情報活用能力のさらなる育成が求められる中で、日常的にICTを利活用できる教育環境を整えるために子どもたちや教職員のICT活用教育を積極的に推し進める必要があります。加えて、外国語教育、アクティブ・ラーニング、特別支援教育及びインクルーシブ教育などの充実を図り、心豊かで創造性に富んだ人間性を育む教育環境づくりが求められます。

また、自然災害や交通事故など多くの危険が身近に起こり得る現代社会において、災害発生時に自ら危険を予測し回避するための「いのちを守る」学びとして防災・安全教育の充実を図るとともに、自らの健康を管理し正しい食習慣や食生活の知恵を身につけるために食育の推進が重要となります。

さらに、選挙年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校教育において政治的中立を確保しつつ、社会の中で主権者として自立する力を育むために主権者教育を推進する必要があります。

このように多様化する教育活動を充実させるため、学校と地域社会との連携は必要不可欠となっており、地域参加により開かれた学校づくりを目指したコミュニティ・スクールについての検討や部活動指導員の積極的な活用についても取り組む必要があります。

基本方針

21世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成に向け、学校教育の充実を図ります。そのために、自ら学び、思考し、表現する力を育成し、子どもたちが主体的に学ぶことのできる教育環境を整備します。

学校と地域社会がより緊密に連携し、「ふるさと東庄」への愛着心と誇りを育む教育活動を推進するとともに、郷土に根付いた特色ある学校づくりを目指します。

施策体系



施策

（1）教育内容の充実

主な取組み	担当課・係
①情報化に対応する教育の充実 1人1台のタブレット端末や電子黒板などのICT機器を日常的、効果的に活用した学習活動を推進し、プログラミング教育などの充実を図ります。	教育課学校教育係
②グローバル化に対応する教育の充実 急速に進展する国際化社会に対応するため、生きた外国語にふれあう学習活動を充実し、豊かな表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育課学校教育係
③ふるさとへの愛着と誇りを醸成する教育の充実 郷土の自然や歴史文化とふれあう機会を充実し、子どもたちが東庄町についての理解を深め、ふるさとへの愛着心と誇りを育む教育活動を推進します。	教育課学校教育係
④アクティブ・ラーニングの推進 グループワークやディスカッションなどを学習の場に積極的に取り入れ、困難な状況でも創造的な発想で問題を解決できる能力を身につける教育を推進します。	教育課学校教育係
⑤食育の推進 地域の農産物に対する理解と関心を高め、良い食習慣や食生活の知恵を身につけるために、食育の推進に努めます。	教育課給食係、 まちづくり課農政係、 健康福祉課保健衛生係

主な取組み	担当課・係
⑥特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの検討 障害のある子どもたちに対し、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、発達の度合いに応じたきめ細やかな教育活動を行います。また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築について検討を進めます。	教育課学校教育係
⑦防災・安全教育の推進 地震や台風などの自然災害、交通事故など様々な危険から命を守る知恵を育み、生涯にわたって安全な生活を送る基礎を培うため防災や交通安全に関する教育を推進します。	教育課学校教育係
⑧地域社会と連携した教育の推進 学校運営に地域の声を積極的に活かし「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールの運用についての検討を行います。また、部活動についても専門性の経験が豊かな地域指導者の協力を得ながら部活動指導員の積極的な活用を推進します。	教育課学校教育係
⑨主権者教育の推進 選挙年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校教育において、政治的中立を確保しつつ、主権者教育を推進します。	教育課学校教育係
⑩租税教室の充実 わが国の次代を担う児童生徒を対象に租税教室を開催し、租税の意義や役割を正しく理解し、社会や国のあり方を主体的に考える将来の納税者としての自覚を促します。	町民課賦課徴収係

(2) 教育環境の整備・充実

主な取組み	担当課・係
①教職員の資質向上 指導力の向上や多岐にわたる教育課題の解決能力を身につけるため、ICT支援員を活用した情報機器活用研修などの校内研修の機会の充実を図ります。	教育課学校教育係
②安全・安心な学校給食の提供 学校給食衛生管理基準に基づき、優れた設備や機器を活かし、徹底した衛生管理のもと、栄養バランスを考慮した安全・安心でおいしい給食の提供を推進します。	教育課給食係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
部活動指導員の充実	0人 -	3人	教育課学校教育係
教職員への校内ICT 研修の充実	0回 -	年間3回	教育課学校教育係



おいしい給食



電子黒板を使った授業

2 青少年育成



現状と課題

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、家族の絆、身近な地域社会との人間関係が希薄になってきています。そのような状況の中、青少年を取り巻く環境は、有害なインターネットなどの情報や凶悪・粗暴な事件の多発など、極めて憂慮すべき状況にあります。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められています。「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められています。

基本方針

青少年が、社会の一員として自覚を高めることができる活動を支援します。また、家庭、学校、地域、関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

施策体系

青少年育成

—— 青少年の健全育成

施 策

(1) 青少年の健全育成

主な取組み	担当課・係
①放課後子ども教室などによる地域学習の推進 子どもたちの地域への愛着と誇りを育み、地域社会の一員としての自覚を高めるため、家庭・学校・地域関係団体が連携し、地域学習を推進します。	教育課生涯学習係
②青少年関係団体の育成と支援 子ども会やスポーツ団体などの育成のため、関係団体との連携と情報周知を図り、指導者の育成と確保を支援します。	教育課生涯学習係

主な取組み	担当課・係
③青少年向けイベントの開催 多くの子どもたちが興味を持って参加できる事業の開催を通して、子どもたちの自発性や社会性を養い、青少年の健全育成を推進します。 そして、これらの活動を通して、地域における人間関係の構築を図っていきます。	教育課生涯学習係
④薬物乱用防止の推進 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上に努めます。	町民課町民係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
薬物乱用防止教室回数 (年間)	1回 1回	1回	町民課町民係
青少年事業参加者数 (年間)	1,685人 976人	1,800人	教育課生涯学習係



薬物乱用防止教室

3 生涯学習



現状と課題

本町を担う人材を育成するためには、子どもたちへの教育だけでなく、すべての住民がいつでも、自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境が必要です。本町は公民館を拠点として、その環境の充実を図ってきました。公民館では各種講座の開催、図書館蔵書管理システムの維持管理など、生涯学習ニーズへの対応を図っています。

また、生涯学習の推進にあたっては、高齢化に伴う生涯学習人口の増加や多様化する若者や現役世代の要望に応えられるよう、柔軟に対応していくことが求められています。

基本方針

学校教育と生涯学習の連携を図り、子どもから高齢者まで、誰でも参加し、いつでも学ぶことのできる体制を構築します。また、多様な価値観にあわせた生涯学習の機会を提供します。

施策体系

生涯学習

生涯学習推進体制の確立



文化祭

施策

（1）生涯学習推進体制の確立

主な取組み	担当課・係
①生涯学習講座の充実 住民の様々な学習意欲を満たす各種講座を積極的に開催するとともに、小中学生の保護者を対象とした子育ての学習の場として、家庭教育学級の充実を図っていきます。	教育課生涯学習係
②公民館での生涯学習活動への支援 公民館や図書館の利用促進により、生涯学習を推進する体制を確立します。	教育課生涯学習係
③図書館の書籍充実と千葉県立東部図書館などとの連携 図書館の蔵書内容を充実し、利用促進を図ることにより、生涯学習を推進する体制を確立します。	教育課生涯学習係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
各種講座の開設数（年間）	18講座 16講座	25講座	教育課生涯学習係
公民館の利用者数（年間）	28,806人 24,020人	28,000人	教育課生涯学習係
住民一人あたりの 図書貸出数（年間）	1.1冊 1.1冊	1.5冊	教育課生涯学習係



図書館

4 スポーツ・レクリエーション



現状と課題

価値観やライフスタイルの多様化や少子高齢化が進む中で、スポーツ・レクリエーションの目的は単に楽しむだけでなく、健康づくり、コミュニティの醸成など、多岐にわたる効果が期待できるものになっています。

競技としてのスポーツについては、スポーツ少年団の取組みにおいて、主として小学生を対象としたスポーツの普及が行われています。また、町内にある相撲場や弓道場において、町外からのスポーツ合宿が行われるなど、地域資源を活用したスポーツ振興につながっています。

レクリエーションとしてのスポーツについては、公民館における健康増進プログラムとして各種教室が行われており、住民の健康づくりの促進につながっています。また、グラウンドゴルフなど地域住民の参加しやすい軽スポーツのイベントには多くの参加があり、高齢者の健康づくりや多世代交流、コミュニティの醸成など、分野を超えた多くの効果があるものと考えられます。

こうした活動を支えるために、町内のスポーツ施設や学校開放の体育館など、活動場所の提供や、スポーツ推進委員など指導者を確保していくことが重要です。

基本方針

積極的な健康づくりに取り組む住民活動を支援し、生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。今後も、競技スポーツの推進や、各地域で行われるスポーツ活動の支援を行うとともに、既存施設を活用したスポーツ合宿やスポーツ大会の開催を推進します。



コジュリンマラソン大会

施策体系

スポーツ・レクリエーション —— スポーツ・レクリエーションの推進

施策

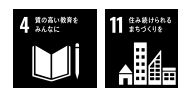
（1）スポーツ・レクリエーションの推進

主な取組み	担当課・係
<p>①スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・活用</p> <p>競技としてスポーツに取り組む子どもたちのために、スポーツ少年団などへの支援を行うとともに、町内のスポーツ施設や学校体育館などを活動の場として活用できるよう、支援します。また、町外からのスポーツ合宿により、スポーツによる都市交流を推進します。</p>	教育課生涯学習係
<p>②スポーツ活動の指導者、組織の充実</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者と組織の充実を図り、手軽に楽しめる軽スポーツの大会運営や住民が継続してスポーツに親しむことができる体制の整備を推進します。</p>	教育課生涯学習係
<p>③スポーツイベントの開催</p> <p>レクリエーションとしてのスポーツについては、住民の健康づくりやコミュニティ醸成など、多様な効果が期待できる意義深いものであることから、関係団体などと連携しながら、誰でも気軽に行える軽スポーツの活動支援やイベント開催などを推進します。</p>	教育課生涯学習係
<p>④健康増進のための講座の開催</p> <p>健康づくりに関心が高まる中、個人が気軽に参加できる公民館講座による健康増進プログラム事業を開催することにより、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションに参加して楽しめる体制づくりを推進します。</p>	教育課生涯学習係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
スポーツ施設の利用者数 (年間)	43,996人 45,599人	49,000人	教育課生涯学習係

5 芸術・文化活動



現状と課題

本町には文化協会や自主活動団体が多数あり、様々な分野で芸術・文化活動を行う団体が加盟しており、日頃から各団体が公民館を拠点として活発に活動しています。また、その成果を披露する場として、東庄町文化祭をはじめ各種イベントを開催しています。今後、高齢化が一層進むことが予想されることから、シニア世代の文化活動や余暇時間の有効活用といった需要増加が見込まれるほか、芸術・文化活動は生きがいづくりとしての効果も期待されます。

また、本町内には数多くの文化財があります。埋蔵文化財については現状保存を図るとともに、必要に応じて発掘調査を行い、出土品の保管・展示を行っています。また、歴史教室等で史跡巡りを実施するなど、文化財を活用した取組みも行っています。笹川の神楽、左右大神の神楽をはじめとする無形民俗文化財も継承されており、古くから残る貴重なまちの伝統として保存を図っていく必要があります。

基本方針

住民による芸術・文化活動を支援し、活発化を促進します。また、文化財の保護を行うとともに、これを積極的に活用した取組みを行います。

施策体系

芸術・文化活動

芸術・文化活動の展開

文化財の保護と活用

施策

(1) 芸術・文化活動の展開

主な取組み	担当課・係
①文化協会・自主活動団体の活動支援 文化協会や自主活動団体による芸術・文化活動を支援するとともに、成果を発表する場を設けることにより、活動の活発化を図ります。また、高齢者の生きがいづくりのために、こうした団体への加入を促進します。	教育課生涯学習係

主な取組み	担当課・係
②イベントやコンサートなどの実施 文化祭、文化講演会など、各種文化イベントを開催することにより、芸術・文化に関する意識を高揚し、地域文化の育成を進めます。	教育課生涯学習係
③芸術文化を鑑賞する機会の提供 子ども名作劇場、観劇など優れた芸術を鑑賞する機会の拡充を図り、芸術・文化に関する意識を高揚し、地域文化の育成を進めます。	教育課生涯学習係

(2) 文化財の保護と活用

主な取組み	担当課・係
①郷土芸能や無形民俗文化財など地域伝統行事の後継者の育成 文化財の調査・研究を推進し、郷土芸能などの無形民俗文化財を維持していくため、後継者育成などの取組みを進めていきます。	教育課生涯学習係
②地域の歴史や文化財の周知 文化財の保護と活用を図り、案内板の設置等によりPRを行うとともに、本町の歴史や文化財を次世代に伝承する手段として、観光ボランティアとの協働で史跡等を巡る活動などの取組みを実施していきます。	教育課生涯学習係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
文化協会の加盟団体数	28団体 28団体	30団体	教育課生涯学習係

第4節 自然と安らぎの暮らしづくり（都市基盤・環境）

1 土地利用



現状と課題

本町での土地利用形態は約半分を農地が占め、中央部の丘陵地には畑地が、北部と南部には水田地帯が広がっています。人口は、北部のJR成田線、国道356号沿いに多くが集中して市街地を形成し、他の地域では集落が点在しています。その他、東庄県民の森を中心とする地域、東庄工業団地一帯など、特徴を持ついくつかのゾーンに区分けすることができます。

町の北側ほぼ半分の地域を都市計画区域としていますが、今後も地域の実態を考慮したうえで、都市計画道路の見直しや開発と保全のバランスを図りながら施策を展開していくことが必要です。

本町が所有する未利用の土地については、今後の利用を検討するとともに有効活用する必要があります。

地籍調査事業は昭和58年に着手して以来、継続して実施してきましたが、平成30年に計画区域の調査が完了したことから、調査で得たデータを他の分野でも有効に活用することが必要です。

基本方針

土地利用構想に定めるゾーン別の土地利用方針に基づき、各種の計画・事業の検討を行います。また、町有地の有効活用を検討します。

地籍調査に関する調査データの有効活用を図ります。

施策体系

土地利用

計画的で秩序ある土地利用
地籍調査成果の効果的活用

施 策

（1）計画的で秩序ある土地利用

主な取組み	担当課・係
①土地利用構想に基づくまちづくり 本町の特性を踏まえた土地の活用と保全を考慮し、土地利用構想におけるゾーン別の土地利用方針に基づき、各種の計画や事業の検討を行います。	全庁各課
②無秩序な開発の抑制 無秩序な宅地開発による環境破壊を防止し、開発区域における災害等を防止するとともに、健全な生活環境の保全と秩序ある宅地開発の推進を図ります。	まちづくり課建設係
③町有地の有効活用の推進 町有地について有効活用を推進していきます。	総務課管財係

（2）地籍調査成果の効果的活用

主な取組み	担当課・係
①地籍調査成果の活用 地籍調査が完了したことから、調査データを他の分野で有効に活用できるよう、情報システムの構築を進めます。	まちづくり課維持管理係
②調査データを活用した地理情報システム（GIS）の構築 地籍調査完了後の調査データを他の分野で有効に活用できるよう、情報システムの構築を進めます。	総務課企画財政係

設定目標

指 標 名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
遊休地の活用件数	累計3件 —	累計6件	総務課管財係

2 道路



現状と課題

本町の広域幹線道路としては、北部を東西に走る国道356号、南部を東西に走る主要地方道多古・笹本線などがあります。国道356号は、小見川―笹川間のバイパス化が完了してはいますが、利根川河口堰までの早期完成が待たれるところです。また、利根川河口堰（利根川大橋）と接続する一般県道下総橋停車場東城線（北ルート）についても、宮本―羽計間が完了しており、同様に早期完成が待たれております。しかしながら、主要地方道多古・笹本線（南ルート）については、一部着工済みですが建設が遅れており、早期の開通が望まれています。

町道については、改良率が79.5%で、周辺自治体と比較して整備が進んでいます。町道は住民にとって重要な生活基盤であり、今後も地元との協議を進めながら整備を進めるとともに適正な維持管理を行っていく必要があります。また、一般農道についても、必要に応じ整備を行っていく必要があります。

基本方針

広域幹線道路は早期開通に向け、国や県への要請を継続します。また、町道については、住民のニーズなどを踏まえながら、優先順位を明確にして整備及び維持管理を行います。

施策体系



施策

(1) 広域幹線道路網の整備

主な取組み	担当課・係
①国道356号バイパスの早期完成の促進 国道356号バイパスの完成により、慢性的な渋滞の解消や安全な交通環境が期待されるため、周辺自治体と連携を図りながら県に対して、早期の開通を継続的に要請していきます。	まちづくり課建設係

主な取組み	担当課・係
②一般県道下総橋停車場東城線（北ルート）の早期完成の促進 北ルートの完成により、慢性的な渋滞の解消や安全な交通環境が期待されるため、周辺自治体と連携を図りながら県に対して、早期の開通を継続的に要請していきます。	まちづくり課建設係
③主要地方道多古・笹本線（南ルート）の早期完成の促進 南ルートの早期開通のため、周辺自治体と連携を図りながら県に対して継続的に要請していきます。	まちづくり課建設係

（2）町道の整備と適正な維持管理

主な取組み	担当課・係
①町道の総合的な整備 必要性和事業効果が高い路線から優先順位を考慮して改良工事、舗装工事などを行っていきます。舗装済みの町道についても幅員の拡幅などの再整備を図り、安心して利用できる町道の整備を進めていきます。加えて一般農道についても、必要に応じ、整備を推進します。	まちづくり課建設係
②排水施設の整備 必要性和事業効果が高い路線及び地域から優先順位を考慮して排水施設の整備を進めていきます。また、近年多発する豪雨等に鑑み、排水整備済みの箇所についても再整備を検討します。	まちづくり課建設係
③道路ストックの適正な維持管理 道路や橋梁が本来持つ安全性や機能だけでなく、公共財産としての価値にも着目して、適正な維持管理を行っていきます。	まちづくり課建設係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
町道舗装率	73.5% 72.1%	75.9%	まちづくり課建設係
町道舗装実延長	227.3km 223.0km	233.8km	まちづくり課建設係
町道改良率	79.5% 78.8%	80.6%	まちづくり課建設係
町道改良済延長	245.7km 243.7km	248.7km	まちづくり課建設係

3 地域交通



現状と課題

主要な交通機関であるJR成田線は、公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、笹川駅、下総橋駅を含む成田駅から銚子駅までの区間は概ね1時間に1便程度の運行状況になっています。

高速バス路線については東京への往復便が1時間に1便程度、大阪への往復便が1日に1便、それぞれ運行されており、都内へのアクセスの利便は低くはありません。

町内循環バス「おでかけ号」は、高齢者の外出支援のほか買い物など、高齢者等の交通弱者のための「生活の足」を目的に導入したのですが、現在では広く住民が利用できる体制で運行しており、身近な交通手段としてさらに有効な運用を検討していく必要があります。

また、交通弱者が増加してきていることから、新たな交通手段を確保する必要があります。

基本方針

本町の地域公共交通網を総合的に検討し、住民の生活利便を確保する地域公共交通の整備を進めます。

施策体系

地域交通

地域に密着した公共交通手段の確保

施策

(1) 地域に密着した公共交通手段の確保

主な取組み	担当課・係
①町内循環バス「おでかけ号」の適切な運行体制の検討 高齢者や障害者など自動車での移動が困難な方の増加に備え、地域に密着した公共交通のあり方を検討し、外出や買い物の利便性の確保を図ります。	総務課企画財政係、 健康福祉課福祉係

主な取組み	担当課・係
②地域公共交通計画の策定 公共交通に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、地域公共交通計画を策定します。	総務課企画財政係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
町内循環バスの利用者数 (年間)	12,173人 14,219人	13,250人	健康福祉課福祉係



おでかけ号

4 通信・情報



現状と課題

情報通信技術の進歩やスマートフォン等の普及により、インターネットを活用した情報のやりとりがより身近なものになりました。本町においても、町内全域に光ファイバーが敷設され、通信・情報環境の都市部との格差は解消されています。

今後、こうした情報技術の発達に即したまちづくりのあり方を検討する必要があります。

基本方針

すべての住民が情報通信技術の恩恵を享受できる地域社会を目指し、住民生活への情報技術の浸透を推進します。

施策体系

通信・情報

情報活用の促進

施策

(1) 情報活用の促進

主な取組み	担当課・係
①情報通信技術の発達に即したまちづくり 防災、医療、福祉など、情報通信技術による住民生活の向上のため、行政におけるシステム・ネットワークの充実を図ります。	総務課管財係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
公共施設への公衆 Wi-Fiの導入数	2施設 2施設	7施設	総務課管財係

5 自然環境



現状と課題

水と緑に恵まれた自然環境は住民の大きな財産であり、住民の本町への愛着と誇りを育むものでもあります。そうした自然環境を荒廃させないためには、一人ひとりが自然環境の保全に関心を持ち、地域の自然を自らの手で守る意識を啓発することが必要です。

河川では生活排水の流入などによる水質の低下が見られます。水道水源でもある黒部川では、これまで県など関係機関との連携により桁沼川浄化施設や浄化水流機が設置されるなど、きれいな河川を取り戻すための努力が進められてきました。

また、SDGsにより、脱炭素社会実現に向けた意識が高まっています。このような意識の高まりを維持しつつ、自然環境を保全するための取組みを推進していく必要があります。

基本方針

河川や里山を保全し、住民とともに本町全体の自然環境を守ります。また、地球環境を守るために、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用や導入などを促進します。

施策体系



施策

(1) 自然環境の保全と意識向上

主な取組み	担当課・係
①河川の水質及び周辺環境の維持 河川の水質改善と周辺自然環境の維持を図ります。	町民課生活環境係
②利根川下流域の自然再生 豊かな自然の象徴である河川の環境保全と、国内有数の広大なヨシ原湿地がある利根川下流域の自然再生に国と連携しながら取り組みます。	まちづくり課建設係

主な取組み	担当課・係
③里山の保全、多面的機能の維持 本町の土地を守る里山について、住民と協働で荒廃を防ぎ、多面的機能の維持を図ります。	まちづくり課産業振興係
④自然環境保全に向けた住民意識の向上 住民の意識向上を図るため、講習会や学習会など環境学習などを推進します。	町民課生活環境係
⑤環境基本計画の策定 環境に対する取組みを総合的に位置づける環境基本計画を策定し、環境施策の方向性を明らかにします。	町民課生活環境係

(2) 脱炭素社会実現のためのエネルギー対策

主な取組み	担当課・係
①省エネルギーの推進 節電を推進し、住宅用省エネルギー設備の導入を支援します。	町民課生活環境係
②再生可能エネルギーの活用や導入支援 再生可能エネルギーの活用や導入を促進します。	町民課生活環境係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
桁沼川（別当内橋附近）のBOD値	2.0mg/L 2.8mg/L	2.0mg/L	町民課生活環境係
黒部川（新宿銚子市水道部取水口附近）のBOD値	3.3mg/L 2.7mg/L	2.0mg/L	町民課生活環境係

6 生活環境



現状と課題

本町に暮らす住民にとっても、これから本町に住むことを考える方にとっても、町内の生活環境が良好に維持されているのは重要なことです。自然と調和したまちでありつつ、生活衛生環境の水準は維持しなければなりません。

住民の憩いの場であり、コミュニティの交流の場ともなる公園は、すべての住民にとって重要です。本町では、これまで「雲井岬つつじ公園」、「東庄町ふれあい公園」、「石出堰親水公園」など地域の自然を活かした公園や、野鳥の観察もできる「利根川コジュリンこうえん」、町の南部には県の施設として整備された「東庄県民の森」があり、町内だけでなく、県内外から多くの観光客が訪れています。また、児童遊園などでは、地域住民の手で管理が行われる施設も増えつつあり、今後も住民参加による公園の維持管理体制を促進していく必要があります。

また、公園なども含めた本町全体の景観についても、住民の参加がなければ維持できるものではありません。これまで本町は、ごみゼロ運動や河川の清掃を住民参加のもと推進するなど、住民と協働の景観維持を図ってきており、今後もこうした取組みを継続する必要があります。

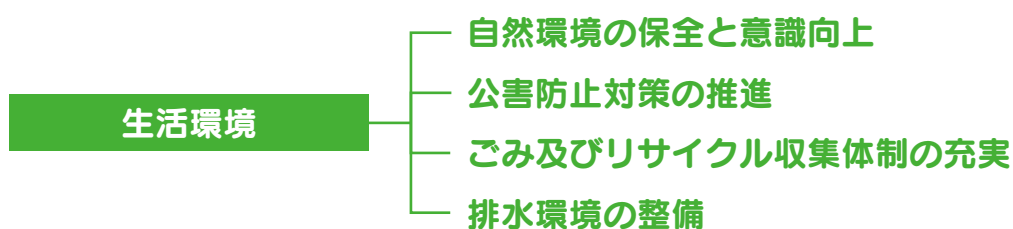
大気や水などの生活を取り巻く自然を守るためには、廃棄物や汚水など、産業や住民生活に伴う環境の悪影響を管理する必要があります。本町は、工業団地に多数の事業者があることもあり、事業者とは環境保全協定等を結んでおり、また、農家に対して廃棄物の適切な処理方法の指導を継続的に行っています。畜産農家の多い本町の実情により、悪臭防止対策として糞尿処理施設の設置も進めてきました。

廃棄物対策として、不法投棄の監視を継続して行うとともに、家庭ごみに対しては、香取広域市町村圏事務組合で収集しており、分別収集や生ごみの堆肥化を推進しています。生活排水対策として、町内全世帯に対し合併処理浄化槽への切替及び設置を促進しています。

基本方針

住民や事業者と協働で本町の生活環境の維持を図るために、住民の意識向上に向けた取組みを推進します。さらに、まちの景観をより良いものにするだけでなく、ごみの分別の促進や合併処理浄化槽の設置を進め、住民が良好な衛生環境での生活が維持できるよう取り組みます。また、生活環境に大きな影響を与え得る事業者に対しても、意識向上を図ります。

施策体系



施策

(1) 自然環境の保全と意識向上

主な取組み	担当課・係
①本町の自然への愛着を育むための公園維持（利根川コジュリンこうえん、石出堰親水公園） 本町の町並みや黒部川沿いなど、自然環境と調和した景観づくりを推進します。また、清掃などの環境美化活動を、住民と協働で推進します。	まちづくり課産業振興係
②住民交流促進に向けた公園維持管理（東庄町ふれあい公園） 住民の憩いや交流など、公園の立地や機能が十分に活かせるように、住民と協働での維持管理を推進します。	まちづくり課建設係
③スポーツなどに親しむための公園維持管理（宮野台運動公園） 住民の体力向上とスポーツの推進を図るため、憩いや交流の場として適切な維持管理を行います。	教育課生涯学習係
④子育てや健康づくり促進のための公園維持管理（児童遊園等） 児童に健全な遊び場を与え、健康増進と情操を豊かにするため、児童が公園で安全・安心に遊べるよう維持管理を行います。	健康福祉課子育て支援係
⑤住民の環境美化意識の向上 住民参加の環境美化運動を展開し、環境美化意識の向上を図ります。	町民課生活環境係

（2）公害防止対策の推進

主な取組み	担当課・係
①環境保全協定の締結と指導 特定事業所との環境保全協定等の締結や、野菜生産者や畜産農家への指導、糞尿処理施設の活用促進により、公害防止に努めます。	町民課生活環境係、 まちづくり課農政係
②事業者への廃棄物適正処理等の指導 事業者へ産業廃棄物、事業系一般廃棄物の適正処理等を指導し、公害防止に努めます。	町民課生活環境係
③地下水水質検査の定期的な実施 定期的に地下水水質検査を実施することで汚染の有無を確認し、公害防止に努めます。	町民課生活環境係
④不法投棄に対する監視体制の強化 不法投棄監視員や、監視カメラなどによる監視の強化を図ります。	町民課生活環境係

（3）ごみ及びリサイクル収集体制の充実

主な取組み	担当課・係
①分別収集の推進 分別収集や生ごみの堆肥化を推進し、収集の効率化と排出の減量化を図ります。	町民課生活環境係
②3R活動の推進 資源の有効活用に向けた3R活動を推進します。	町民課生活環境係
③新たなごみ問題への対応 海洋プラスチック問題や食品ロスなどの新たな問題について啓発を図ります。	町民課生活環境係

（4）排水環境の整備

主な取組み	担当課・係
①合併処理浄化槽の普及促進 未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進めます。	町民課生活環境係

設定目標

指 標 名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
合併処理浄化槽の 設置補助基数	845基 707基	1,191基	町民課生活環境係
住民一人あたり のごみ排出量	821g/人・日 750g/人・日	635g/人・日	町民課生活環境係



ごみゼロ運動

7 上水道



現状と課題

安全でおいしい水を安定的に供給するため、本町では東総広域水道企業団から黒部川を水源とする浄水の供給を受け、2箇所の配水場施設から各家庭へ給水を行っています。上水道供給施設に関しては、一定の年数が経過した配水管の更新を順次行っており、東日本大震災においても町施設に被害はなく供給体制を維持し、供給元の復旧後、給水ができています。

今後も上水道の水質と安全性、安定供給を確保するための取組みを継続していく必要があります。しかし、現在の水道事業では給水原価が供給単価を上回っており、その不足分は毎年町の予算から補てんされています。人口減少に伴う水需要の減少の中、老朽化による施設の更新も含めた水道事業の経営の安定化を図るためには、適正な料金水準への移行や、さらなるコスト削減策への取組みが必要です。また、将来的には近隣の水道事業者との統合も視野にした体制を検討します。

基本方針

人口動態やニーズを見すえながら、水道網の施設改良・統合による効率化を進めるとともに、健全な水道経営を行うことで、本町の上水道を維持します。

施策体系

上水道

—— 水道事業の効率的運用

施策

（1）水道事業の効率的運用

主な取組み	担当課・係
①上水道運営体制の効率化 将来的な水需要の推移、財源の確保及び適切な料金水準を考慮した管路更新計画を策定して効率的な事業運用を行います。	まちづくり課水道係
②配水施設の計画的な更新 管路更新計画により管路等の更新を行います。また、技術職員の育成を図り、管路更新を推進します。	まちづくり課水道係

設定目標

指 標 名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
上水道普及率	84.8% 83.5%	86.2%	まちづくり課水道係
水道基準適合率	100%維持 100%	100%維持	まちづくり課水道係



水道の水質検査

8 交通安全・防犯



現状と課題

本町における平成27年度末の車両保有台数は8,233台であり、多くの住民が自動車を主な移動手段として使用していることから、今後一層交通安全への対策が必要な状況にあります。また、地域の高齢化の進展に伴う高齢の運転者も増加している中、交通事故のない安全な地域づくりを目指すために、行政や関係機関が、交通安全対策全般にわたる諸施策を推進する必要があります。

防犯に関しては、警察やボランティア団体などによる定期的なパトロールが行われており、ボランティア団体も増えています。昨今、わが国において犯罪の多様化や凶悪犯罪が報道されており、今後も犯罪を防ぐために、地域全体の連携体制を構築していくなどの対応が必要です。

基本方針

交通安全対策については、交通安全施設の整備と住民の意識啓発を、関係機関などとの連携のもとに推進します。

また、防犯対策についても、住民が安全・安心を感じる住みよいまちづくりを推進するために、地域が治安に対する共通の問題意識を持って、相互に連携協力し、積極的に取組みを進めます。

施策体系

交通安全・防犯

交通安全対策の強化
防犯体制の充実

施策

（1）交通安全対策の強化

主な取組み	担当課・係
①住民への交通安全意識の啓発 子どもや高齢者などを中心に、交通安全啓発活動を推進します。 住民や団体などとの協働のもと、交通安全活動を推進します。	総務課庶務係
②交通安全対策施設の充実 交通安全施設（歩道、カーブミラー、ガードレール、路面表示など）の充実を図ります。	まちづくり課建設係、 総務課庶務係

(2) 防犯体制の充実

主な取組み	担当課・係
①防犯パトロールの推進 防犯指導などの実施により、街頭犯罪・侵入犯罪防止活動を推進します。 警察やボランティア団体などと連携し、防犯パトロールを推進します。	総務課庶務係
②防犯施設の充実 防犯施設（防犯カメラなど）の充実を図ります。	総務課庶務係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
住民対象の交通安全教室の開催回数（年間）	2回 2回	4回	総務課庶務係
防犯パトロール実施回数（年間）	30回 47回	60回	総務課庶務係



交通安全教室

9 防災・消防・救急



現状と課題

近年、想定外の激甚災害が全国的に発生しており、自然災害はどこでも起こり得るという意識が高まっています。本町は、急傾斜地と河川があるため、土砂災害や水害に特に注意をする必要があります。高齢化が進んでいることから、要配慮者・避難行動要支援者も増えており、現状に応じた防災体制の充実が必要になります。

これに対し、常備消防については、香取広域市町村圏事務組合消防本部の東庄分署が町内にあり、また町内に消防団も4分団21支部を配置しています。

そこで消防・救急車両、消防団車両、消防資機材、防災行政無線、消火栓等水利の整備を進めるとともに、常備消防及び消防団との連携強化、あわせて救急救命士の養成などによる救急体制の充実を図る必要があります。

本町においても、非常食や水の備蓄、民間事業者との協定により、避難時の生活物資の確保を図っています。また、災害時の自助・共助意識を向上させるため、定期的な防災訓練や「見守りネットワーク」の推進、避難場所の周知を図っています。

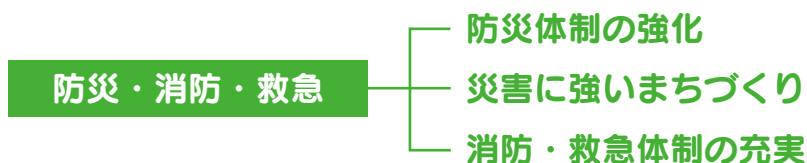
また、近年の災害状況を踏まえ、平成31年に「東庄町地域防災計画」を改訂し、本町内の防災体制を体系づけましたが、その後も激甚災害が全国で頻発しており、教訓を踏まえた計画の更新が求められます。

基本方針

住民一人ひとりの意識改革を図り、地域ぐるみの防災意識の高揚、災害時の避難体制の確立など、災害に強いまちづくりを推進します。

また、高齢化に伴い、消防本部と消防団が連携して、効果的な消防体制の整備を図るとともに、消防設備・消防水利施設の充実による消防力の整備と消防職員・団員の資質向上による高度な救急業務への対応など、救命・救急体制の充実を進めます。

施策体系



施 策

(1) 防災体制の強化

主な取組み	担当課・係
①地域防災計画の随時見直し 本町の地域防災計画を定期的に改訂し、関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図ります。	総務課庶務係
②住民・事業者などと連携した地域一体の防災体制の構築 企業などを対象に自主防災組織の結成を促進し、地域と消防団、ボランティアなどとの連携のもと災害時の初動体制の確保を図ります。また、防災訓練などの実施により、応急対応の向上を推進します。 非常食や飲料水の備蓄や民間事業者との協定により、災害時の物資の確保を図ります。	総務課庶務係
③福祉避難所の確保 避難生活に配慮が必要な方のために、福祉避難所の確保を図ります。	総務課庶務係、 健康福祉課福祉係
④広域応援・受援体制の確立 大規模な広域災害を想定し、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図ります。	総務課庶務係

(2) 災害に強いまちづくり

主な取組み	担当課・係
①災害危険度箇所の把握 治山治水対策や土砂災害防止対策として、関係機関と連携してパトロールを行うなど、危険地域を把握し、周知を図ります。	まちづくり課建設係、 総務課庶務係
②町内建築物の安全性の確保 建築年数の経過している住宅の耐震改修を促進します。	まちづくり課建設係
③防災情報伝達設備の維持・更新 住民への円滑な情報伝達のため、老朽化が進む防災行政無線設備の更新を図ります。また、防災行政無線、緊急速報メールなどの適正かつ効果的な運用を図ります。	総務課庶務係

（3）消防・救急体制の充実

主な取組み	担当課・係
①消防施設・装備の更新・導入 消防本部や東庄分署と連携を図り、災害に十分対応できる施設・装備の導入を図ります。	総務課庶務係
②消防意識の啓発と消防団員の確保 消防本部と消防団の組織間の連携の充実と消防団員の確保及び資質の向上を図り、消防・防災体制の整備を図ります。	総務課庶務係
③救急救助体制の強化 要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し、救急・救命体制の整備を図ります。 近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図ります。	総務課庶務係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
自主防災組織数	34組織 34組織	34組織	総務課庶務係
消防団員実人数	234人 234人	235人	総務課庶務係



消防訓練

第5節 みんなが参加する地域のつながりづくり（地域運営）

1 協働



現状と課題

わが国全体において人口減少が進む中、地方分権制度改革が進んでいます。本町においても、求められる責務が増加傾向にある一方、人口減少による厳しい財政状況が予想されることから、適正な職員規模を検討しなければならない状況です。こうしたことから、様々な分野において住民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まっています。

本町はこれまで、防犯パトロールや環境美化活動において住民の自主的な活動があったことに加え、住民のアイデアで実施する地域のイベントなどによる地域活性化事業への支援を行っています。

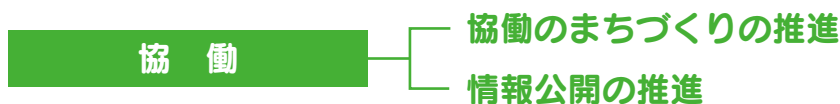
また、平成24年より、行政協力員まちづくり会議を実施しており、協働のまちづくりに向けて、これまで以上に直接的に意見や提言ができるよう取り組んでいます。

今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる住民参画の推進により、協働のまちづくりの実現に向けた取組みを進めていくことが必要です。

基本方針

住民や地域、各団体等と行政が、それぞれの役割分担のもと、相互に補完し合いながら、パートナーとして対等・協力の関係で活動することにより、住民との協働によるまちづくりを実現していきます。また、積極的な行政情報の提供と情報の共有化により、住民の参加機会の拡充や意見反映ができる体制づくりに努めます。

施策体系



施策

（1）協働のまちづくりの推進

主な取組み	担当課・係
①行政協力員まちづくり会議による住民参加の推進 様々な地域課題の解決に向けて、行政・住民・関連団体などが協働で取り組む地域社会を目指し、課題の共有や意見交換の機会を積極的に設けます。	総務課庶務係
②地域活性化事業への支援 地域住民のアイデアによる地域イベントなどを実現させ、自主的かつ主体的な住民活動を通じて地域の活性化を図ります。	総務課企画財政係
③住民の主体的なまちづくり活動への支援（まちづくりリーダーの育成、まちづくり団体の支援など） まちづくりに参加することの重要性についての意識啓発を行うとともに、NPO組織の設立促進やボランティアネットワークづくりなど、自主的かつ主体的な住民活動を促進します。	総務課企画財政係

（2）情報公開の推進

主な取組み	担当課・係
①広報やホームページによる情報発信 住民のニーズに即した行政情報を広報やホームページを通じて情報発信することで住民との情報の共有化を図ります。	総務課庶務係、 総務課企画財政係
②パブリック・コメントの実施 住民と協働のまちづくりを推進するため、政策検討や行政計画策定におけるパブリック・コメントの実施などの情報公開を行うことにより、住民の意向を広く求め、施策に反映するよう努めます。	全庁各課

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
まちづくり団体の活動支援件数	1件 －	累計7件	総務課企画財政係
町のホームページへのアクセス回数（年間）	149,358回 49,748回	150,000回	総務課企画財政係

2 コミュニティ



現状と課題

本町では、郷土意識や連帯感の高揚を図るために様々な行事を開催するなど、コミュニティ醸成のための取組みを継続的に行っています。しかし、人口減少や就労環境の変化による生活様式の多様化、個人の価値観の変化などにより、昔ながらの人のつながりやお互いの助け合い、連帯感といったコミュニティ意識に変化が生じています。本町の自治機能を維持していくためにも、各地域のコミュニティ意識や活動をこれまで以上に活性化させ、地域の連帯感を高めていく必要があります。

本町はこれまで協働のまちづくりのために、地域の課題を地域で考え取り組んでもらう取組みは行ってきましたが、住民のつどいの場など、日常的にコミュニティ意識を醸成するための施設は十分ではありません。特定の課題解決に向けた協働も重要ですが、その基盤となる、地域の生活の中でコミュニティ意識を向上させる取組みが求められます。

基本方針

行事やコミュニティ活動を支援します。日常的に住民の連帯感と地域への愛着を醸成するために、コミュニティ施設の整備を検討します。

施策体系



施策

(1) コミュニティ活動の促進

主な取組み	担当課・係
①住民の参加する地域の行事の充実 住民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、心の絆を深めていくために、地域行事の充実を図ります。	教育課生涯学習係、 総務課企画財政係
②地域コミュニティ活動への支援 将来にわたり持続可能な地域づくりを推進するため、必要なコミュニティ活動を支援します。	総務課企画財政係

(2) コミュニティ施設の整備

主な取組み	担当課・係
①地域コミュニティ施設整備に向けた検討 日常的にコミュニティへの意識を醸成するために、地域住民が気軽に集うことのできる施設整備を促進します。	総務課企画財政係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
地域コミュニティ活動への支援回数	2件 0件	累計16件	総務課企画財政係



夏祭り

3 行財政運営



現状と課題

少子高齢化などの社会環境の変化によるコミュニティの希薄化、協働のまちづくりの重要性の高まりなど、時代の変遷にあわせて行財政運営のあり方を絶えず検討していく必要があります。

行政運営について、今後さらに地域の活性化、地域環境の向上を目指していくために、既存の慣例や制度にとらわれることなく、常に新たな視点から継続的に組織・機構の見直しや適正な人事管理、事務の改善など行政事務全体の見直しに取り組んでいく必要があります。

財政運営について、人口減少の影響で町税の減収、高齢化による民生費の増加などが予想され、財政のバランスは年々厳しくなっていくことが予想されます。したがって、中長期的な視点を持った運営が必要になります。特に、公共施設や水道施設などは、運営や維持に多額の費用を要するため、公共性や地域のニーズを見極めながら、堅実な財政運営を行うことが求められます。

また、町税の収納率は県下でも高い水準にあるものの、担税の公平性を確保するため、収納率の向上を継続して図る必要があります。

基本方針

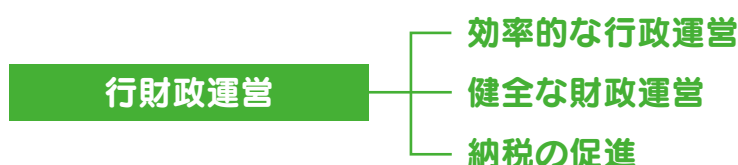
新たな行政課題や住民のニーズに適した施策を総合的・効率的に展開できるよう、職員の意識、役場の体制整備、施設の管理・運営について、絶えず適切なあり方を検討し、人口減少による環境変化や地方分権改革などによる構造変化への対応を推進します。

財政面では、厳しい局面となることが予想されることから、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保を図り、財政基盤の強化に努めます。

また、本計画を指針として、毎年度の予算編成の基本方針を定め、事業効果なども加味しつつ、施策・事業を厳選し、計画的かつ効率的な財政運営を推進していきます。

さらに、町税の収納率向上や受益者負担の適正化など、自主財源の確保と充実に努めます。

施策体系



施 策

（１）効率的な行政運営

主な取組み	担当課・係
①効率的な行政運営体制の整備 地方分権改革や制度改正に対応した効率的な行政運営を推進するため、現状の組織体系にとらわれず、部署間・組織間の横断連携体制を強化します。 行政需要の動向に対し、事務・事業量の適正な把握に努め、効率的な組織体制・人員配置の整備に努めます。	総務課庶務係
②電子化などによる事務の効率化 日常的な事務の電子化や民間委託の推進など、業務の迅速化・効率化に努め、行政サービスの向上に努めます。	総務課管財係
③行政サービスの効率化及び利便向上 行政計画の目標設定や進捗管理のあり方など、計画を実現するための仕組みについて検討を行い、実行性のある計画づくりを推進します。	総務課庶務係

（２）健全な財政運営

主な取組み	担当課・係
①中長期的な視点による財政運営 本計画を指針として施策・事業を厳選した毎年度の予算編成にあたり、中長期的視点に立って、計画的かつ効率的な財政運営を行います。また、様々な環境変化に対応した施策を展開できるように、町債残高の削減や積立金の積増しに努めます。	総務課企画財政係
②企業会計による採算の確立（水道事業、病院事業、食肉センター事業、老人デイサービス事業、訪問看護ステーション事業） 住民サービス水準の維持向上に配慮しながら、民間委託が適当な業務については委託を行い、行政経費の節減を図ります。	総務課企画財政係
③公共施設マネジメント（旧小学校の利活用含む） 各種公共施設などについて、東庄町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持管理を行います。また、施設の状況などを総合的に検証し、存続・統合・廃止・民営化などのあり方を検討して、適宜、計画を見直します。 各種料金について、その目的や意義、効果などを検証し、経費削減や受益者負担の原則などの観点から、必要に応じて見直しを行います。	総務課管財係、 総務課企画財政係
④ふるさと納税制度の活用 安定した財政運営のため、ふるさと納税などの制度を活用します。	総務課企画財政係

(3) 納税の促進

主な取組み	担当課・係
①納税意識の啓発と収納率向上に向けた個別対応 納税に対する意識の向上を啓発するほか、未申告者や滞納者に対しては個別の対応をとり、収納率向上を図ります。	町民課賦課徴収係
②公平かつ適正な課税対象の把握 公平な課税を実現するため、調査・申告勧奨等により、適正な課税対象の把握に努めます。	町民課賦課徴収係、 町民課固定資産税係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
住民一人あたりの 負債残高	292,705円 242,000円	290,000円	総務課企画財政係
町税収納率（国民健康保 険税を除く）	98.8% (H29～R元の平均) 98.2% (H23～H27の平均)	99.0%	町民課賦課徴収係



笹川神楽

4 広域行政



現状と課題

行政が取り組むべき事務は様々ですが、ひとつの自治体が単独で行うことが困難なものも少なくありません。本町については、単独では実行が難しい事務について、他の自治体と共同処理を行うことで効率的な実施を図ってきました。消防、清掃、火葬については、一部事務組合を組織しています。また、近年激甚災害が多発していることから、長野県飯綱町、埼玉県志木市、神奈川県大井町、埼玉県滑川町と防災協定を締結しています。

他地域の住民とふれあうことも、都市交流とは異なる効果が期待できることから、飯綱町、志木市とは、訪問交流などの活動を推進しています。

基本方針

住民ニーズに対応するために、本町単独だけでなく、広域行政による事務の共同処理が一層必要となってきていることから、周辺自治体との相互協力により積極的に推進するとともに、他地域との交流を通じて、住民の豊かな心を育みます。

施策体系



施策

（1）広域行政事業の推進

主な取り組み	担当課・係
①広域行政事業のあり方についての検討 広域連携が不可欠な事業については、継続的に連携を推進しながら、個別の事業について、メリットを見極めながら連携の必要性を検討します。	総務課企画財政係

(2) 他地域との交流の推進

主な取組み	担当課・係
<p>①他地域との交流推進</p> <p>他地域の住民などとの交流により、新たな考え方にふれ、また、本町の魅力の再発見につなげることで、住民の豊かな心を育み、地域への愛着と誇りを醸成します。</p>	総務課企画財政係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
近隣市町との連携事業数	1件 —	累計8件	総務課企画財政係



稲刈り

5 男女共同参画



現状と課題

女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性が職場や地域活動など社会の多様な場に参画することが一層活発化しており、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要になっています。

しかし、女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担の意識、さらに、それに基づく社会習慣・行動様式が現在においても残っています。また、女性の社会参画に対応する社会的条件整備も遅れており、女性が実社会に参画するための環境整備が必要となっています。

本町においては、令和2年度に「第2次東庄町男女共同参画計画」を策定しており、今後も、男女共同参画意識の啓発と女性の社会参画のための環境を整備していく必要があります。

基本方針

女性が社会のあらゆる分野に参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識の啓発強化、各種審議会・委員会などへの参画促進などを進めます。

施策体系

男女共同参画

男女共同参画の推進

施策

(1) 男女共同参画の推進

主な取組み	担当課・係
①男女共同参画意識の啓発 男女共同参画が、すべての人にとって重要であることを周知啓発します。	総務課庶務係
②女性団体の活動支援 女性の多様な価値観やライフスタイルに応じた支援を提供し、積極的に活躍できる環境づくりを推進します。	総務課庶務係

主な取組み	担当課・係
③各種審議会・委員会委員の女性の起用 委員の改選時に男女共同参画計画に沿って女性の登用を積極的に行うよう関係する各課に働きかけを行います。	総務課庶務係
④人権尊重思想の推進 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることで、人権が尊重される社会づくりを促進します。	町民課町民係

設定目標

指標名	現状値 (上段：R元年度) (下段：H27年度)	目標値 (R8年度)	担当課・係
審議会等委員への女性の参画率	24.2% 22.5%	40.0%	総務課庶務係



ポーク&ビア夏祭り

資料編

1. SDGsと総合計画

(1) SDGsの概要と意義

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

2015年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs（ミレニアム開発目標）の後継として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと細分化された169のターゲット、進捗状況を図るための約230の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

わが国においては、2016年5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

また、2017年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、SDGsを行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

(2) SDGsと総合計画

本計画は、国際社会全体の開発目標であるSDGsとスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に貢献できると考えています。

そのため、後期基本計画では、各施策に関するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。



町の鳥コジュリン

【SDGsの17目標（ゴール）】

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

資料：（一財）建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs－導入のためのガイドライン－」（2018年3月版（第2版））

【SDGsの17目標（ゴール）と自治体行政の関係】

目標	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう 自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓をゼロに 自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して、農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが、住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5 ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して、水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して、率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も 自治体は、経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標	自治体行政の果たし得る役割
10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進するうえでも、自治体は、主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割は、益々大きくなっています。
12 つくる責任つかう責任 	目標12 つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進めるうえで、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、自治体は、この流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形で、その影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	目標14 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	目標15 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会をつくるうえでも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は、公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで、多様な主体の協力関係を築くことは、極めて重要です。

資料：(一財) 建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちのためのSDGs -導入のためのガイドライン-」(2018年3月版 (第2版))

(3) SDGsと施策(分野項目)の関係

SDGsの17の目標(ゴール)と施策の関係は、次のとおりです。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第1節 元気と絆の社会づくり(保健・福祉)																	
1 地域福祉	○		○							○	○						○
2 子ども・子育て支援	○	○	○	○	○					○							
3 高齢者福祉	○		○								○						○
4 障害者福祉	○		○	○						○	○						○
5 医療・保健	○		○							○							
6 社会保障	○		○							○							
第2節 個性を活かしたにぎわいづくり(産業・移住定住)																	
1 農業		○						○	○							○	
2 商工観光								○	○		○						
3 移住定住促進								○			○						
第3節 次代へつなぐ人づくり、地域づくり(教育・文化)																	
1 学校教育				○													
2 青少年育成				○													
3 生涯学習				○													
4 スポーツ・レクリエーション			○	○													
5 芸術・文化活動				○							○						
第4節 自然と安らぎの暮らしづくり(都市基盤・環境)																	
1 土地利用											○						
2 道路									○		○						
3 地域交通									○		○						
4 通信・情報			○	○					○		○						○
5 自然環境							○				○	○	○	○	○		
6 生活環境						○					○	○	○				
7 上水道	○		○														
8 交通安全・防犯											○						
9 防災・消防・救急											○						
第5節 みんなが参加する地域のつながりづくり(地域運営)																	
1 協働			○								○						
2 コミュニティ			○								○						
3 行財政運営									○		○						○
4 広域行政									○		○						○
5 男女共同参画			○	○	○												○

2. 基本構想の策定に関する条例

○東庄町基本構想の策定に関する条例

平成26年12月3日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの最も基本的な指針となる東庄町基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定等)

第2条 町は、まちづくりの理想像（以下「将来像」という。）の実現に向けて、基本構想を策定するものとする。

2 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 町が目指す将来像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

3 基本構想の期間（以下「構想期間」という。）は、おおむね10年とし、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 町は、社会情勢等の変化に伴い、基本構想の内容及び構想期間を見直す必要が生じたときは、構想期間内であっても、当該事項を変更することができる。

(議会の議決)

第4条 町は、基本構想を策定するときは、議会の議決を経なければならないものとする。

2 町は、前項の議決を経た基本構想を変更するときは、議会の議決を経なければならないものとする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない。

(公表)

第5条 町は、前条の議決を経て、基本構想を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(基本計画及び実施計画の策定等)

第6条 町は、基本構想を策定したときは、基本構想を受けてその目的を達成するため、重点政策や部門別施策を体系化し具体的な施策の方向を示す基本計画を策定するものとする。

2 町は、前項の規定により基本計画を策定したときは、基本計画に基づき、個別施策及び事業の実施について、年次ごとに位置づける実施計画を策定するものとする。

(委任)

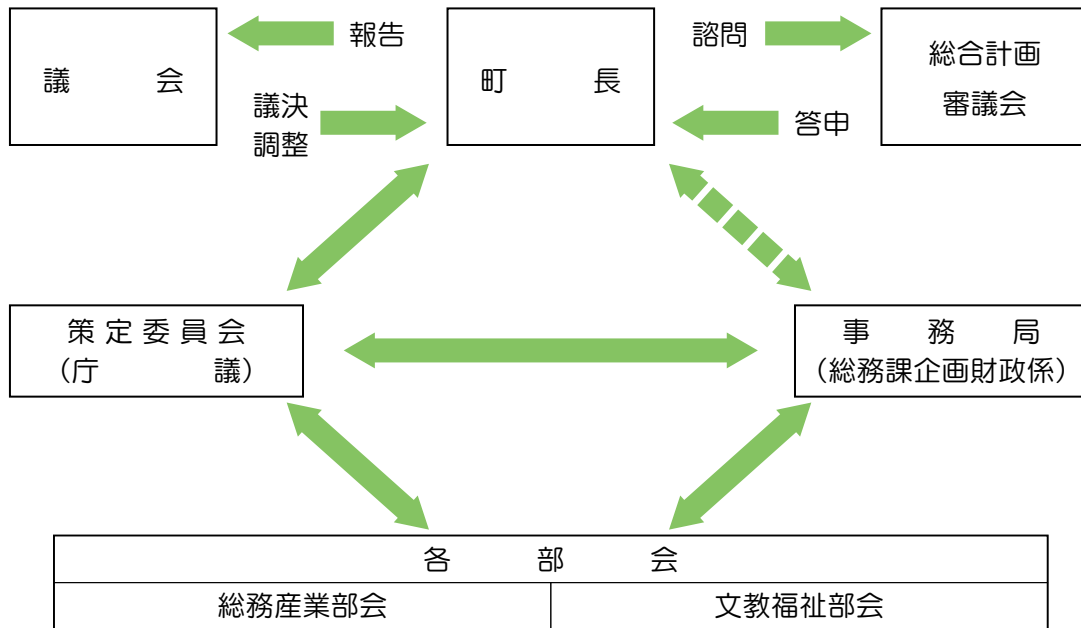
第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 策定体制

(1) 総合計画策定機構



(2) 総合計画策定の推進体制

区分	所掌事務	構成員
審議会	・ 計画の総合調整、審議	東庄町総合計画審議会委員 12名
策定委員会	・ 基本方針案の決定 ・ 部門別計画等の調整 ・ 基本計画案の決定	庁議構成員
総務産業部会 文教福祉部会	・ 現構想、計画の現状分析 ・ 部門別各種情報の収集、分析 ・ 部門別の現状と課題の整理、分析 ・ 施策の体系と実施すべき事業の選択 ・ 部門別計画の素案作成	課長補佐、係長、主査 副主査、主任主事のうちから必要な人員を配置する。
事務局	・ 総括 ・ 基本方針素案の作成 ・ 基礎的データの収集、整理 ・ 基礎的課題の整理 ・ 現計画の実施状況の把握、整理 ・ 策定原案の取りまとめ ・ 連絡調整	総務課企画財政係

4. 総合計画審議会

(1) 審議会設置条例

○東庄町総合計画審議会設置条例

昭和42年8月7日

条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東庄町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ総合計画の調整その他その実施に関して必要な調査及び審議を行なうものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱又は任命する。

- (1) 議会議員 3人
- (2) 農業委員会の委員 1人
- (3) 教育委員会の委員 1人
- (4) 公共的団体等の役員及びその職員 2人
- (5) 知識経験者 5人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、1号から4号までの委員については在職期間とする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会に関する事務を総理し審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第7条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、町長の定める機関において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東庄町建設審議会設置条例（東庄町条例第101号）は廃止する。

附 則（平成元年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第20号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1号委員 (議会議員)	会長	板寺 正範	
		鈴木 正昭	
		宮澤 健	～R3.12.1
		土屋 進	R3.12.2～
2号委員 (農業委員)	会長職務代理	上代 金治	
3号委員 (教育委員)		向後 元道	
4号委員 (公共団体役員)		掛巢 和好	
		多田 善雄	
5号委員 (知識経験者)		江嶋 正博	
		飯田 和子	
		戸田 憲子	
		青柳 清一	
		諏訪 亜希	

(3) 諮問、答申

・基本計画

総 第 279 号

令和4年2月1日

東庄町総合計画審議会会長 様

東庄町長 岩田 利雄

第6次東庄町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

東庄町総合計画審議会設置条例第2条の規定により第6次東庄町総合計画後期基本計画（案）について、諮問します。

令和4年2月10日

東庄町長 岩田利雄 様

東庄町総合計画審議会会長 板寺 正範

第6次東庄町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和4年2月1日付け、総第279号で諮問のあった第6次東庄町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、東庄町の将来像「躍動 連携 地域力 とうのしょう」～地域の宝を地域の力で次代へ～を実現するための、後期基本計画として、適切なものと認めます。

なお、計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標が達成できる最善の努力をされることを希望いたします。

5. 策定経過

令和2年度	
令和2年11月	住民アンケートの実施 ・ 1,300人（20歳以上の町民1,200人及び16歳から19歳までの町民100人）
令和3年3月19日	町議会全員協議会にて住民アンケート結果説明
令和3年度	
令和3年4月1日	第1回総合計画策定委員会 ・ 各施策における前期基本計画の検証について
令和3年5月19日	トップインタビュー ・ 総合計画の策定方針や町政の今後について、首長の意見を聴取
令和3年5月26日 ～6月4日	第1回総合計画策定部会（各係ヒアリング） ・ 各施策における前期基本計画の実施検証 ・ 各施策の方針や主な取組みについての議論
令和3年6月30日	第2回総合計画策定委員会 ・ 住民アンケート結果報告 ・ 各係における前期基本計画の実施検証結果について
令和3年8月4日	第1回総合計画審議会 ・ 住民アンケート結果報告と検証 ・ 前期基本計画における検証結果について
令和3年10月8日～	後期基本計画における施策を推進するための主な取組みについて各係による設定作業
令和3年11月10日	第2回総合計画策定部会 ・ SDGsと総合計画の関係についての研修
令和3年11月29日	第2回総合計画審議会 ・ 後期基本計画の策定について
令和3年12月28日 ～令和4年1月17日	第6次総合計画 後期基本計画についてパブリック・コメント実施
令和4年2月1日	第3回総合計画策定部会 ・ 後期基本計画の重点政策について議論
令和4年2月1日	総合計画審議会へ町より諮問
令和4年2月10日	総合計画審議会より町への答申
令和4年2月17日	町議会全員協議会にて説明

6. 各種個別計画

計画等名	実施期間	計画期間	担当課・係名
第2期東庄町総合戦略	令和2年度～ 令和6年度	5年間	総務課企画財政係
東庄町人口ビジョン	2060年まで	50年間	総務課企画財政係
東庄町過疎地域持続的発展計画	令和3年度～ 令和7年度	5年間	総務課企画財政係
東庄町公共施設等総合管理計画	平成28年度～ 2045年度	30年間	総務課管財係
東庄町公共施設等個別施設計画	令和3年度～ 令和12年度	10年間	総務課管財係
東庄町地域防災計画	平成31年3月～	必要に応じ 見直し	総務課庶務係
東庄町業務継続計画	平成31年3月～	必要に応じ 見直し	総務課庶務係
東庄町国民保護計画	平成18年度～	必要に応じ 見直し	総務課庶務係
第2次東庄町男女共同参画計画	令和3年度～ 令和7年度	5年間	総務課庶務係
次世代育成支援・女性活躍推進 に関する職員行動計画	令和3年度～ 令和7年度	5年間	総務課庶務係
東庄町障害者活躍推進計画	令和元年度～ 令和5年度	5年間	総務課庶務係
東庄町国民健康保険保健事業実 施計画（データヘルス計画）	令和元年度～ 令和5年度	5年間	町民課国保年金係
第3期東庄町国民健康保険特定 健康診査等実施計画	平成30年度～ 令和5年度	6年間	町民課国保年金係
東庄町自転車活用推進計画	令和4年度～ 令和13年度	10年間	まちづくり課 建設係
橋梁長寿命化修繕計画	令和3年度～ 令和7年度	5年間	まちづくり課 建設係

計画等名	実施期間	計画期間	担当課・係名
舗装長寿命化修繕計画	令和2年度～ 令和6年度	5年間	まちづくり課 建設係
東庄町森林整備計画	平成30年度～ 令和9年度	10年間	まちづくり課 産業振興係
東庄町鳥獣被害防止計画	令和3年度～ 令和5年度	3年間	まちづくり課 産業振興係
第2次東庄町水道ビジョン	平成30年度～ 令和9年度	10年間	まちづくり課 水道係
東庄町水道事業経営戦略	平成30年度～ 令和9年度	10年間	まちづくり課 水道係
東庄町水道事業 水道施設耐震化計画	平成28年度～ 令和8年度	11年間	まちづくり課 水道係
東庄町農業振興地域整備計画	昭和47年度～	必要に応じ 見直し	まちづくり課 農政係
東庄町農業経営基盤強化促進に関する基本構想	平成27年2月～	必要に応じ 見直し	まちづくり課 農政係
東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成30年度～ 令和4年度	5年間	健康福祉課福祉係
第6期東庄町障害者福祉計画	令和3年度～ 令和5年度	3年間	健康福祉課福祉係
東庄町デイサービスセンター経営戦略	令和3年度～ 令和7年度	5年間	健康福祉課福祉係
第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～ 令和6年度	5年間	健康福祉課 子育て支援係
東庄町高齢者福祉計画〈第9期〉 介護保険事業計画〈第8期〉	令和3年度～ 令和5年度	3年間	健康福祉課 介護保険係
東庄町訪問看護ステーション経営戦略	令和2年度～ 令和7年度	6年間	訪問看護 ステーション
東庄町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画	平成30年度～ 令和9年度	10年間	健康福祉課 保健衛生係
東庄町学校施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和27年度	27年間	教育課学校教育係

東庄町民憲章

昭和60年7月3日 制定

大利根の流れに抱かれ、美しい緑に恵まれたわたしたちの町は、輝かしい歴史と伝統を持った由緒ある町です。

わたしたちは、町民であることに誇りを持ち、未来の繁栄と平和を願い、「豊かでふれあいのある文化のまち東庄」を創るため、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然の恵みをたいせつにし、清潔で住みよい町づくりをめざします。
- 一、笑顔を忘れず、助け合って、楽しく安全な町づくりに努めます。
- 一、仕事をだいにし、明るく元気で、希望にあふれる町づくりに励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康と体力を増進し、活力のある町づくりに努めます。
- 一、教養を深め、豊かな心を育て、文化の香り高い町づくりをめざします。

第6次東庄町総合計画後期基本計画

発行 令和4年3月 発行者 東庄町 総務課
〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131
電話 0478-86-6084 Email : kikaku@town.tohnosho.lg.jp

